

第2部

平成26年度
食料・農業・農村施策

概説

1 施策の重点

食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策及び食料・農業・農村に横断的に関係する施策等を総合的かつ計画的に展開しました。また、東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）事故からの復旧・復興に関係省庁と連携しながら全力で取り組みました。

2 財政措置

(1) 26年度農林水産関係予算額は、2兆3,267億円を計上しました。本予算は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けた施策を措置しました。具体的には、①担い手への農地集積・集約化、担い手の育成等による構造改革の推進、②新たな経営所得安定対策、③強い農林水産業のための基盤づくり、④農林水産物・食品の高付加価値化等の推進、⑤日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進、⑥品目別生産振興対策、⑦日本型直接支払の創設、⑧活力ある農山漁村の構築、⑨食の安全・消費者の信頼確保、⑩新たな木材需要の創出と強い林業づくり、⑪強い水産業づくりのための総合対策を推進しました。

(2) 26年度の農林水産関連の財政投融资計画額は、1,983億円を計上しました。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫への1,740億円及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構への150億円となりました。

3 立法措置

第186回国会において、以下の法律が成立しました。

- ・「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する

法律」

- ・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」
 - ・「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」
- また、26年度において、以下の法律が施行されました。
- ・「競馬法の一部を改正する法律」(26年4月)
 - ・「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」(26年4月)
 - ・「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(26年5月)
 - ・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」(26年6月)

4 税制上の措置

重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、以下を始めとする税制措置を講じました。

(1) 農業経営の安定化

ア 農地中間管理機構の整備に伴う課税の特例を創設しました（所得税・法人税、相続税・贈与税、登録免許税、不動産取得税）。

イ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の適用期限を3年延長しました（所得税・法人税・個人住民税）。

ウ 農林漁業用A重油等に対する石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を3年延長しました（石油石炭税）。

エ 都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の相続税納税猶予等の継続措置を拡充しました（相続税・贈与税）。

オ 中小企業者等が一定の機械装置等を取得した場合に、その基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置の適用期限を3年延長しました。加えて、その機械装置等が、生産性の向上につながる設備等に該当する場合には、即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）税額控除ができる措置を創設しました（所得税・法人税）。

(2) 農林水産関連産業の振興

「特定農産加工業経営改善臨時措置法」(元年7月

施行)に基づく特例措置の適用期限を2年延長等しました(所得税・法人税、事業所税)。

5 金融措置

政策と一体となった長期・低利資金等の融通による担い手の育成・確保等の観点から、農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を図るための支援措置である農業制度金融の充実を図りました。

6 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(14年4月施行)に基づき、22年8月に定めた政策評価基本計画(5年間計画)及び毎年度定める実施計画により、事前評価(政策を決定する前に行う政策評価)、事後評価(政策を決定した後に行う政策評価)を推進しました。

1 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策

1 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組

食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組を推進しました。

具体的には、水田を始めとした生産資源を最大限活用しました。特に、二毛作により小麦の作付けを拡大するとともに、麦・大豆・飼料用米等の戦略作物の本作化による水田のフル活用、技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上を図りました。また、担い手の確保及び育成を支援するとともに、農地については、農業生産基盤の整備により、生産性の高い優良農地の確保を推進しました。

一方、人口減少社会・高齢化社会の一層の進展が見込まれる中で、従来以上に消費者の理解を得ながら潜在的需要の掘り起こし等を進めるとともに、異業種(医療・福祉、観光等)とも連携し、「国産農林水産物の消費拡大の取組」(以下「フード・アクション・ニッポン」という。)の推進等を通じて、消費者や食品産業事業者が国産農林水産物が選択されるような環境を形成しました。また、中食・外食事業者と生産者の安定取引の一層の推進、朝食欠食

の改善による米の消費拡大、健康志向の高まりを受けた脂質の過剰摂取抑制等に取り組みました。

さらに、単に和食への回帰をねらうだけでなく、技術開発の進捗等を踏まえ、欧風化した現在の食生活の中に国産農産物を上手に取り込むことに積極的に取り組みました。特に、現在浸透しているパン食、麺食について国産小麦・米粉の利用拡大、畜産物についての飼料自給率の向上に取り組みました。

2 主要品目ごとの生産目標の実現に向けた施策

(1) 米

ア 多収性品種の導入や団地化、直播栽培の推進等による飼料用米、業務用米、加工用米等の低コスト生産の推進、カドミウム低吸収性品種及び植物浄化技術の実証を推進しました。

イ 飼料用米等の増産等に対応するため、乾燥調製施設等の再編整備等を推進しました。

ウ 米穀の需給及び価格の安定を図るため、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を策定し公表しました。

エ 経営所得安定対策を円滑に実施し、米粉用米、飼料用米等の用途外への流通を防止することが必要であることから、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(7年4月施行)に基づき、適切な保管及び販売を徹底しました。

オ 生産者や集荷業者・団体が主体的な経営判断や販売戦略等に基づき、需要に応じた米生産に取り組めるよう、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等を毎月公表しました。

(2) 麦

ア 経営所得安定対策の中でパン・中華麺用小麦品種に対する加算措置を設けることにより、需要規模が大きいものの国産シェアが低いパン・中華麺用小麦の作付拡大を推進しました。

イ 水田の高度利用(二毛作)に資する作付体系への転換や単収・品質向上技術等の導入の支援により、小麦、大麦・はだか麦の作付拡大を推進しました。

ウ 麦の生産拡大に対応するため、乾燥調製施設等の再編整備等を推進しました。

(3) そば

ア 需要に応じた生産拡大を図るとともに、国産そばの需要拡大に向けて、実需者への安定的な供給を図るため、排水対策等の基本技術の徹底、湿害回避技術の普及等を推進しました。

イ 高品質なそばの安定供給に向けた生産体制の強化に必要となる、乾燥調製施設の整備等を支援しました。

ウ 国産そばを取り扱う製粉業者と農業者の連携を推進しました。

(4) かんしょ・ばれいしょ

ア かんしょについては、担い手への農地・作業の集積や受託組織の育成等を推進するとともに、生産コストの低減、品質の向上を図るため共同利用施設整備や機械化一貫体系の確立等への取組を支援しました。

イ ばれいしょについては、生産コストの低減、品質の向上、労働力の軽減やジャガイモシストセンチュウの発生・まん延の防止を図るための共同利用施設整備等を推進しました。加えて、安定生産に向けた作業の共同化やコントラクター等の育成による作業の外部化、加工食品用途への供給拡大に必要なソイルコンディショニング技術（畦から土塊・礫を取り除くことにより、ばれいしょの高品質化、収量向上及び収穫作業の効率化を可能にする技術）を導入した省力的な機械化栽培体系の確立等への取組を支援しました。

ウ ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する新品種の普及を促進するため、産地や実需者など関係者が一体となった取組を支援しました。

エ でん粉原料用ばれいしょ及びかんしょについては、加工食品用途等への販路拡大や収益性の向上を図るため、特徴のあるでん粉品質を有する新品種栽培実証試験等を支援しました。また、国内産いもでん粉の高品質化製造技術の確立等に対する支援を行いました。

(5) 大豆

ア 経営所得安定対策等により、単収向上や作柄の安定化に資する耕うん同時畝立て播種栽培技術等の大豆300A技術の導入等による大豆の作付拡大を推進しました。

イ 実需者ニーズに対応した新品種や栽培技術の導入等により、実需者の求める大豆の安定生産を支援し、国産大豆の需要拡大を推進しました。

(6) なたね

ア 良質で高単収ななたね品種の作付拡大を図るとともに、播種前契約の実施による国産なたねを取り扱う搾油事業者と農業者の連携を推進しました。

イ なたねの生産拡大に伴い必要となる乾燥調製施設の整備等の支援を推進しました。

(7) 野菜

ア 野菜の生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜価格安定対策を円滑に実施するとともに、指定産地要件の見直し等の制度の運用見直しを図りました。

イ 加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援しました。あわせて、加工・業務用需要に対応したサプライチェーンの構築に加えて、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等について支援しました。

ウ 生産から調製・出荷までを一気通貫して行うとともに、地域資源を活用したエネルギーを活用する次世代施設園芸拠点の整備を進めました。

(8) 果樹

ア 優良品目・品種への転換や小規模園地整備など産地の構造改革を進めるほか、産地ぐるみで改植を実施した際の未収益期間に対する支援を引き続き行いました。

イ 計画生産・出荷の推進や需給安定対策、契約取引の強化や加工原料供給の安定化を図るための加工流通対策を総合的に行いました。

(9) 畜産物

需要に即した畜産物の生産推進のため、多様な経営の育成・確保、生乳需給の安定や多様な和牛肉生産への転換及び改良・飼養管理技術の高度化等を推進しました。また、地域ぐるみで収益力を向上させる新たな取組の実証や、このような取組の全国的な普及活動等を支援しました。

(10) 甘味資源作物

ア てん菜については、労働力不足に対応するため、省力化や作業の共同化、労働力の外部化を推進するとともに、直播栽培体系の確立・普及や家畜排せつ物の未利用資源の活用等により肥料等に過度に依存しない持続的な畑作体制の確立を推進しました。

イ さとうきびについては、23年度、24年度の不作からの増産を図るため、引き続き土づくりや防除等の取組や機械化一貫体系の確立を推進しました。

(11) 茶

産地の生産性向上と収益力の強化を図るため、改植に要する経費に対する支援等による優良品種等への転換や茶園の若返り、荒茶加工施設や仕上茶加工施設等の整備及び再編整備の取組を推進するほか、輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入の取組に対して支援しました。

(12) 飼料作物等

輸入飼料に過度に依存した畜産から飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、草地整備、放牧の活用、国産粗飼料の広域流通、飼料用米等の利活用及び飼料生産組織の育成等を推進しました。

(13) その他地域特産物等

ア こんにゃくいも等の特産農産物については、付加価値の創出、新規用途開拓、機械化・省力作業体系の導入等を推進しました。

イ 繭・生糸については、蚕糸業の再生と持続的発展を図るため、養蚕・製糸業と絹織物業等が提携し、輸入品と差別化された高品質な純国産絹製品づくり・ブランド化を推進しました。

ウ 葉たばこについては、葉たばこ審議会の意見を尊重した種類別・品種別価格により、日本たばこ産業株式会社が買入れました。

エ いぐさについては、輸入品との差別化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格下落影響緩和対策の実施、実需者や消費者のニーズを踏まえた、産地の課題を解決するための技術実証等の取組を支援しました。

オ 薬用作物の産地化に向けて、実需者と連携し

た地域ごとの気象・土壌条件等に適した品種の選定、安定した生産に資する栽培技術の確立のための実証ほの設置、低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良等の取組を支援しました。

II 食料の安定供給の確保に関する施策

1 食の安全と消費者の信頼の確保

(1) 食品の安全性の向上

ア リスクアナリシスに基づいた食の安全確保

(ア) 科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を実施しました。

(イ) 食品安全に関するリスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、有害化学物質・有害微生物の調査や生産資材（肥料、飼料・飼料添加物、農薬、動物用医薬品）の試験等を実施しました。

(ウ) 試験研究や調査結果の科学的解析に基づき、施策・措置に関する企画や立案を行いました。

(エ) 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の周知に努めるとともに、制度導入時に残留基準を設定した農薬等についての、食品健康影響評価結果を踏まえた残留基準の見直し、新たに登録等の申請があった農薬等についての残留基準の設定を推進しました。

(オ) 食品の安全性等に関する国際基準の策定作業への積極的な参画や、国内における情報提供や意見交換を実施しました。

イ リスクコミュニケーションの推進

(ア) リスク評価結果等の食品の安全に関する科学的な情報について、消費者、事業者、生産者等の関係者による情報共有を図るために、ホームページ等を通じた正確かつ分かりやすい情報提供や関係行政機関と連携した意見交換会、消費者への効果的な情報発信等を実施しました。

(イ) 食品の安全確保に関する施策等の策定に国

民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、関係府省や地方公共団体と連携した意見交換会、施策の実施状況の公表、ホームページを通じた情報提供、意見・情報の募集等を実施しました。

ウ 危機管理体制の整備

(ア) 食品の摂取による人の健康への重大な被害が拡大することを防止するため、関係府省庁の消費者安全情報総括官等による情報の集約及び共有を図りました。

(イ) 食品安全に関する緊急事態等における対応体制を点検・強化しました。

エ 研究開発の推進

(ア) 食品の安全性を向上するための各種調査研究を推進しました。

(イ) 食品の加工・流通の高度化、国際化等により多様化する危害要因について、生産から流通・加工段階にわたる体系的なリスク低減技術の開発を推進しました。

(ウ) 高病原性豚繁殖・呼吸障害症候群（高病原性PRRS）及び豚コレラ、口蹄疫、鳥インフルエンザ、非定型BSEの迅速かつ高精度な診断と防疫措置に必要な技術、効果的な予防技術の開発を推進しました。

(2) フードチェーンにおける取組の拡大

ア 生産段階における取組

(ア) 農業生産工程管理（GAP）の導入・推進

a 高度な取組内容を含む「GAPの共通基盤に関するガイドライン」（22年4月策定）に則したGAPの導入を推進しました。

b 津波や放射性物質の影響により生産や販売が低下した地域において、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応したGAPの導入を推進しました。

(イ) 生産資材の適正な使用

生産資材（肥料、飼料・飼料添加物、農薬、動物用医薬品）の適正使用を推進するとともに、科学的データに基づく生産資材の使用基準、有害物質等の残留基準値の設定・見直し等を行い、安全な農畜水産物の安定供給を確保しました。

また、農薬による蜜蜂の被害事例に関する

調査を実施し、農家と養蜂家の情報の共有の強化を指導しました。

イ 製造段階における取組

(ア) 食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP（危害分析・重要管理点）の導入を推進するため、HACCPに係る体制・施設の整備の支援、HACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備（高度化基盤整備）の支援、HACCP導入を担う人材の養成研修や専門家による現場での助言・指導、分かりやすい教材の作成等の取組の支援を実施しました。

(イ) 食品等事業者に対する監視指導や事業者による自主的な衛生管理を推進しました。

(ウ) 食品衛生監視員の資質向上や検査施設の充実等を推進しました。

(エ) 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、毒性試験等を実施し、安全性の検討を推進しました。

(オ) 国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物については、国が主体的に指定に向けて検討しました。

(カ) 保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）を始めとした健康食品について、事業者の安全性確保の取組を推進するとともに、制度の普及・啓発に取り組みました。

(キ) 特定危険部位（SRM）の除去・焼却、BSE検査の実施等により、食肉の安全を確保しました。

ウ 輸入に関する取組

輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施、情報等の入手のための関係府省との連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図りました。

エ 流通段階における取組

(ア) 食品事故発生時の回収や原因究明等の迅速化に資するため、食品の移動の追跡・遡及の備えとするトレーサビリティに関し、米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（22年10月施行（産地情報伝達に関することに

については23年7月施行)、以下「米トレーサビリティ法」という。)に基づき、制度の適正な運用に努めました。他の飲食料品については、実践的なマニュアルの作成・普及等により、トレーサビリティの取組の拡大を図りました。

(イ) 国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(15年12月施行)による制度の適正な実施が確保されるようDNA分析技術を活用した監視等を実施しました。

(3) 食品に対する消費者の信頼の確保

ア 食品や農林水産分野における標準化の推進

(ア) 事業者や消費者の多様なニーズに応えられるよう、透明性の高い手続によりJAS規格の見直しを進めました。

(イ) 食品の生産・製造・流通のグローバル化が進展する中、我が国食料産業の競争力確保のため、食品事業者の国際的な取引における食品安全や消費者の信頼確保に関する国際標準に係る戦略の検討を行いました。

イ 食品表示の適正化の推進

(ア) 25年6月に公布された「食品表示法」(公布日より2年を超えない範囲で施行)に基づく食品表示基準の策定に取り組みました。また、個別課題のうち、中食・外食等のアレルギー表示について検討を行いました。

食品表示監視業務について、科学的な分析手法を活用することにより、効率的・効果的な監視業務を実施しました。

また、農林水産省の食品表示等監視担当職員を消費者庁に併任発令し、ホテルや百貨店等に対して「不当景品類及び不当表示防止法」に係る巡回監視を行うことにより、食品表示等の適正化対策を進めました。

(イ) 米穀等については、「米トレーサビリティ法」により産地情報伝達を徹底しました。

ウ フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進

消費者の「食」に対する信頼向上に向けた食品関連事業者の主体的な活動を促すため、フードチェーンの各段階で事業者間のコミュニケー

ションを円滑に行い、食品事業者の取組を消費者まで伝えていくためのツールの開発・普及を進めました。

エ 消費者への情報提供

(ア) 食品安全等について、消費者に分かりやすいホームページによる情報提供を行いました。

(イ) 「消費者の部屋」等において、消費者からの相談を受け付けるとともに、特別展示等を開催し、農林水産行政や食生活に関する情報を幅広く提供しました。

2 食育と地産地消等の推進

(1) 食育、「和食」の保護・継承の推進

ア 国民運動としての食育の推進

(ア) 「第2次食育推進基本計画」(23年3月策定)等に基づき、関係府省が連携しつつ、様々な分野において国民運動として食育を推進しました。

(イ) 朝ごはんを食べることなど、子供の基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しました。

(ウ) 食と農林漁業の食育優良活動表彰を実施し、農林水産業への理解の増進や、日本型食生活を推進する食育活動で優れた実績を上げた農林漁業者、食品事業者等を表彰することにより、普及啓発を図りました。

イ 生産から消費までの段階を通じた食育の推進

(ア) 消費者に健全な食生活の実践を促す取組や、食や農林水産業への理解を深めるための体験活動等の食育活動を、食品の生産から食卓に至るまでのフードチェーンを通じて一体的に行う取組を支援しました。

(イ) 農林漁業体験を通じて食や農林水産業への理解を深める教育ファームなど、地域における食育活動を支援しました。

(ウ) 教科等と関連付けた教育ファームのプログラム等を開発するとともに、企業における教育ファームの活用を推進しました。

ウ 学校における食育の推進

(ア) 学校における食育を推進するため、各種外部機関と連携し、食育プログラムを開発する

スーパー食育スクールを指定し、栄養教諭を中心に外部の専門家等を活用しながら食育の推進を図りました。

(イ) 学校給食を取り巻く様々な行政上の課題に関する調査研究を行いました。

エ 「和食」の保護・継承の推進

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、官民で連携し、和食給食の推進や「和食」の魅力を発信するシンポジウム・イベント等を行うとともに、今後の「和食」の保護・継承の対象範囲について検討を進めました。

(2) 地産地消の推進

地産地消の中核的施設である農産物直売所の商品開発力・販売力の強化や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援するとともに、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を支援しました。

(3) 国民との結び付きの強化

ア 食料自給率向上に向けた消費拡大活動の推進

食料自給率向上に向けた「フード・アクション・ニッポン」の推進を通じて、食料自給率向上に資する消費者等の具体的な行動を喚起しました。推進パートナー企業の拡大や連携の強化等に重点的に取り組みました。

イ 国産農産物の消費拡大の促進

(ア) 学校給食等における米の利用の促進、朝食欠食の改善等による米消費拡大を図るため、地域における商品開発、販路開拓、全国段階における商談会、消費拡大フェア等を支援しました。

(イ) 官民一体による「米粉倶楽部」の取組を展開し、様々な企業・団体等が米粉の消費拡大の活動に取り組んでいくこと等で、米粉の良さを広く知ってもらい消費の拡大を図りました。

(ウ) 「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」(21年7月施行)に基づき、米粉用米、飼料用米の利用促進を図るため、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、米粉用米、飼料用米の生産・利用拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援し

ました。

(エ) 麦や大豆等の生産拡大を図るため、需要に応じた品種の作付けや、実需者等と産地が連携した特色のある製品づくりを推進し、需要の拡大を図りました。

ウ 食品ロスの削減に向けた取組

(ア) 関係府省庁との連携の下、食品流通におけるいわゆる1/3ルール等の商慣習見直しを支援するとともに、消費者行動の変革やフードバンク活動の強化、外食におけるドギーバッグ普及等を総合的に支援することにより、消費段階も含めたフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)を展開しました。また、「環境にやさしい買物キャンペーン」により、都道府県、小売事業者の協力を得て3R行動の実施を消費者に呼びかけました。

(イ) 26年4月より26業種について本格実施された食品廃棄物等の発生抑制の目標値の達成に向け、事業者の取組を促進しました。また、目標値が設定されていない業種についても自主的な努力を事業者に促しつつ、可能な業種から目標値を設定する方向で検討しました。

エ 「食と農林漁業の祭典」の開催

生産者と消費者、日本と世界のきずなを深め、我が国の「食」と「農林漁業」についてのすばらしい価値を国内外にアピールするため、「食と農林漁業の祭典」を開催しました。

3 食品産業の持続的な発展

(1) バリューチェーンの形成のための取組の推進

ア 食品流通の効率化・高度化

(ア) 食品流通の効率化

食品流通の効率化を図るため、フードチェーンの各段階において、関係者が連携して行う取組を推進しました。

(イ) 卸売市場の機能強化・活性化等

卸売市場の機能強化・活性化を図るため、コールドチェーンシステムの確立を始めとした生産者や実需者のニーズへの的確な対応、卸売市場間の役割分担の明確化による効率的

な流通の確保等に向けた取組を推進しました。

イ フードチェーンにおける取引情報の標準化の推進

生鮮食料品流通における取引業務の効率化や、バリューチェーンの形成に必要な商品情報の共有化が可能となる、流通BMS（流通ビジネスメッセージ標準）を導入するための関係者による検討、効果の検証の取組を支援しました。

ウ 高齢化の進展等に対応した食料提供等

(ア) 民間事業者等が、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる「食料品アクセス問題」を抱える市町村等と連携して行う地域の実態を踏まえた取組の企画の検討を支援しました。

(イ) 介護食品に対する理解の醸成と適切な提供システムの構築を図るため、介護食品の普及等の課題について議論し、新しい介護食品の考え方を整理するとともに、公募により愛称を決定し、「新しい介護食品（スマイルケア食）の選び方」を策定しました。

エ 食料品バリューチェーンの推進

(ア) バリューチェーンの新展開を図るため、優良事例を体系的に整理するとともに、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による支援等の関連する促進方策の検討等により、バリューチェーン構築を促進する取組を支援しました。

(イ) 新たな食品表示制度への円滑な移行を図るため、表示の実態調査を踏まえた原料・商品規格書及び健康食品等の表示のガイドラインの検討を行いました。

(2) 国内市場の活性化

ア 農商工連携や地域食品のブランド化等の推進

(ア) 6次産業化、農商工連携、地産地消等を先導・サポートする人材の育成・派遣による支援体制を整備するとともに、農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築して行う新商品開発・販路開拓の取組、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（23年3月施行）等に基づき認定された

農林漁業者等が農林水産物を加工・販売するための機械・施設の整備等を支援しました。

(イ) 加工・業務用需要に対応した国産原材料の安定的な供給連鎖（サプライチェーン）の構築に向け、生産者・中間業者・食品製造事業者等による一体的な取組の支援に加え、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等について支援しました。

(ウ) 食品産業の競争力の強化のため、競争的資金を活用して技術開発を促進するとともに、異業種・異分野間を含めた産学官の連携形成等の取組を支援しました。

(エ) 農山漁村の持つ知的財産として地域ブランド製品の価値を十分に評価し、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組を一層強化しました。

イ 食品産業における環境負荷の低減及び資源の有効利用

(ア) 食品廃棄物有効利用促進対策

a 食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とこれに伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループの推進や食品リサイクル肥料認証等の活動の支援を行い食品廃棄物の有効利用のための取組を促進しました。

b 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（13年5月施行）の施行状況を点検しました。

(イ) 容器包装リサイクル促進対策

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（7年12月施行）の施行状況の点検をするとともに、義務履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組として、食品関連事業者への点検指導等を実施しました。

(ウ) CO2排出削減対策

食品産業におけるCO2排出削減に向けた多様な取組事例の調査・検討・分析を実施し、研修会及び優良事例の表彰を開催するとともに、自主行動計画の進捗状況の点検等を

実施しました。

ウ 食品関係事業者のコンプライアンスの確立のための取組

食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど食品関係事業者のコンプライアンス（法令の遵守及び倫理の保持等）確立のための各種取組を促進しました。

(3) 海外展開による事業基盤の強化

日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）を促進するため、海外展開における阻害要因の解決を図るとともに、グローバル人材の確保に向け、食関連企業及びアセアン各国の大学と連携し、食品加工・流通等に関する教育を行う取組等を推進しました。

4 総合的な食料安全保障の確立

「緊急事態食料安全保障指針」（24年9月策定）に基づき、食料の安定供給を確保するための平時の取組を行いました。

(1) 生産資材の確保等生産面における不安要因への対応

ア 動植物防疫体制の強化

(ア) 家畜防疫体制の強化や植物病虫害の防除の徹底

世界各国における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の発生、地球温暖化に伴う新たな植物病虫害の侵入等を踏まえ、国内における家畜の伝染性疾病及び植物の病虫害の発生予防及びまん延防止対策、発生時の危機管理体制の整備等を実施しました。

(イ) 輸入検疫体制の強化

a 家畜防疫官・植物防疫官の適切な配置等検査体制の整備・強化により、円滑で確実な水際対策を講じるとともに、家畜の伝染性疾病及び植物の病虫害の侵入・まん延の防止を図りました。

b 政府が輸入する米麦について残留農薬等の検査を実施しました。

(ウ) 産業動物獣医師の育成・確保

産業動物獣医師への就業を志す獣医系大学の学生や地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等への修学資金の貸与や獣医系大学

の学生を対象にした産業動物獣医師の業務について理解を深めるための臨床研修等の実施による産業動物獣医師の育成等の支援、産業動物獣医療の提供体制整備に取り組む地域への支援を実施しました。

イ 肥料の供給安定化対策

堆肥のペレット化等の国内に存在する未利用又は低利用の有機資源を肥料に有効利用する取組を支援しました。

ウ 遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化

食料の安定供給に資する品種の育成・改良に貢献するため、農業生物資源ジーンバンクにおいては、収集した遺伝資源を基に、幅広い遺伝変異をカバーしたコアコレクションの整備を進め、植物・微生物・動物遺伝資源の更なる充実と利用者への提供を促進しました。

(2) 流通・消費面における不安要因への対応

ア 食のライフラインの確保

(ア) 緊急時に備えた食料の安定供給の確保に資する取組の定着・強化を支援しました。

(イ) 震災時にも円滑な食料供給を可能とするため、食品産業事業者等が連携・協力して取り組む対応策の協議及び震災を想定した食料供給の実証を行う取組を支援しました。

イ 適切な備蓄の実施

(ア) 米

米穀の備蓄運営について、米穀の供給が不足する事態に備え、国民への安定供給を確保するため、100万t程度（26年6月末時点）の備蓄保有を行いました。

(イ) 麦

海外依存度の高い小麦について、港湾スト等により輸入が途絶した場合に備え、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成しました。

(ウ) 飼料穀物

海外依存度の高い飼料原料について、天災等による海外からの供給途絶や国内の配合飼料工場の被災といった不測の事態に対応するとともに、調達先の多元化に伴い、脆弱なインフラ等に起因する輸送遅延が発生したこと

も踏まえ、とうもろこし・こうりゃんを60万t備蓄しました。

(3) 国際的な食料の供給不安要因への対応

ア 国際食料需給・価格動向分析等

(ア) 国際食料需給・価格動向分析

省内外において収集した国際的な食料需給に係る情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析や、中長期の需給見通しを策定し、これらを国民に分かりやすく発信しました。

(イ) 農産物の安定的な輸入の確保

穀物の輸入先国との緊密な情報交換を通じ、安定的な輸入を確保しました。

(ウ) 商品先物市場の健全な発展に向けた取組

- a 商品先物市場の健全な運営を確保するため、商品先物市場の監視を行うとともに、外国規制当局と協力しつつ適切な市場管理を行いました。
- b 商品先物取引に関する勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化を図る観点から見直しを行いました。
- c 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合取引所の実現に向けた環境整備に取り組みました。

(エ) 国際港湾の機能強化

- a ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を実現するため、大型船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等による効率的な海上輸送網の形成に向けた取組を引き続き推進しました。
- b 国際海上コンテナターミナル、国際ターミナルの整備等、国際港湾の機能強化を推進しました。

イ 国際協力の推進

(ア) 世界の食料安全保障に係る国際会議への参画等

G7・G20サミット及びその関連会合、アジア太平洋経済協力(APEC)関連会合、ASEAN+3農林大臣会合、世界食料安全保障委員会(CFS)、経済協力開発機構(OECD)農業委員会等世界の食料安全保障に係る国際会議等に積極的に参画し、持続可

能な農業生産の増大、生産性の向上及び多様な農業の共存に向けて国際的な議論に貢献しました。また、フードバリューチェーンの構築が農産物の付加価値を高め、農家・農村の所得向上と食品ロス削減に寄与し、食料安全保障を向上させる上で重要であることを発信しました。

(イ) 食料・農業分野における技術・資金協力

世界の貧困削減・飢餓撲滅に貢献すべく、食料・農業分野における以下の国際協力を実施しました。

- a 開発途上国からの要請に応じ、技術協力及び資金協力を実施しました。また、世界の食料安全保障の確立に取り組む国際機関への拠出を通じた協力を実施しました。
- b ①開発途上国でのフードバリューチェーンの構築支援、②飢餓・貧困対策への貢献、③気候変動や越境性感染症等の地球規模課題への適切な対応を農林水産分野のODAにおける重点分野とし、国際協力を効果的に実施する上で必要となる基礎的な調査、技術開発、人材育成等を実施しました。アフリカの食料安全保障に貢献するため、米生産倍増、豆類の増産、いも類の増産や、米の生産統計整備を支援しました。

(ウ) 食料・農業分野での取組を通じた食料安全保障の強化

- a APEC地域内の食料安全保障の強化に貢献するため、APEC食料安全保障担当大臣会合(22年10月開催)において採択された行動計画に基づき、我が国が構築したアジア太平洋食料安全保障情報プラットフォーム(APIP)の機能強化及び改善等に取り組むとともに、グローバル・フードバリューチェーンをテーマとし、OECD、国連食糧農業機関(FAO)等関係者を招へいして、APEC食料安全保障に関するワークショップ/我が国のOECD加盟50周年記念行事を開催しました。
- b 東アジア地域における大規模災害等の緊急時に米を支援する「ASEAN+3緊急米備蓄」の体制を確立するための支援を行いました。

- c 食料価格乱高下対策など、世界の食料安全保障の強化のため、ASEAN+3農林大臣会合の合意により実施されている「アセアン食料安全保障情報システム（AFSIS）」を促進し、また、G20農業大臣会合（23年6月開催）において合意された「農業市場情報システム（AMIS）」の活動及び国連統計委員会（22年2月開催）で策定された「農業及び農村統計の改善のための世界戦略」を積極的に支援しました。
- d グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、ベトナム、ミャンマー及びブラジルにおいて、官民が連携し、日本の食産業の海外展開と経済協力の戦略的活用によるフードバリューチェーンの構築を推進するため、二国間政策対話を開催しました。
- e 27年2月に政府開発援助（ODA）大綱の見直しにより「開発協力大綱」が閣議決定され、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため「フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成」等に必要な支援を行うことや、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築のため「食料安全保障及び栄養」の確保等に取り組むこと等が明記されました。

ウ 海外農業投資の支援

- (ア) 関係府省・機関により取りまとめた「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」（21年8月策定）に基づき、民間企業に対する海外農業投資に係る情報提供を実施するとともに、投資対象国における日本向け農産物の生産可能性調査やビジネスマッチングのためのフォーラムを実施しました。
- (イ) FAO等3つの国際機関が運営するCFSにおいて行われた、「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」を策定するための議論に積極的に参加しました。なお、同原則は、26年10月に開催されたCFSにおいて採択されました。

5 国際交渉への対応

(1) EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）への取組等

「日本再興戦略」改訂2014（26年6月策定）等に基づき、グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を進めました。

日豪EPAについては、26年7月に署名、27年1月に発効しました。日モンゴルEPAについては、27年2月に署名されました。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉については、25年4月の衆参両院の農林水産委員会決議が守られたという評価を得られるよう、政府一体となって全力で取り組みました。

上記の取組に加え、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓FTA、日EU・EPA等の交渉に同時並行で取り組みました。

(2) WTO交渉における取組

「多様な農業の共存」という基本理念の下、各国の農業が発展することができるような貿易ルールの確立に向けて、WTOドーハ・ラウンド交渉の前進と、多角的貿易システムの維持・強化に積極的に貢献しました。

III 農業の持続的な発展に関する施策

1 農地中間管理機構の活用等による優良農地の確保と有効利用の促進

農地制度については、国内の農業生産の基盤である農地の確保とその有効利用の徹底を図る観点から「農地法」（昭和27年10月施行）等に基づき制度を適切に運用しました。

また、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の検討を進めました。

(1) 計画的な土地利用の推進

農地の転用規制及び農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めるとともに、農地転用許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方について検討を進めました。

(2) 農地中間管理機構の活用等による担い手への 農地集積・集約化

農業の生産性を高め競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速化し、生産コストを削減していくことが必要であり、今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立することを目標としています。

このため、公的な農地の中間的受皿となる農地中間管理機構を都道府県段階に整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律」が26年3月に施行され、11月までに47都道府県において農地中間管理機構が指定されました。

ア 農地中間管理機構事業

農地の中間的受皿となる農地中間管理機構の整備・活動を支援しました。

イ 機構集積協力金交付事業

農地中間管理機構にまとめて農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を交付しました。

ウ 農地情報公開システム整備事業

農業委員会が作成する農地台帳の電算化・地図化を支援しました。

(3) 耕作放棄地対策の推進

ア 耕作放棄地を早急に解消するため、経営所得安定対策による農業経営を継続できる環境づくりや「農地法」に基づく遊休農地解消のための仕組みの適正な運用等と併せて、農地中間管理機構や農業者等が行う荒廃農地の再生利用を支援しました。

イ 「農地法」に基づき、現場で農地制度の運用を担う農業委員会が行う農地の利用状況調査、遊休農地所有者等への利用意向調査等の活動を支援するとともに、農地中間管理事業を活用して、耕作放棄地の発生防止・解消を促進しました。

2 多様な担い手の育成・確保

(1) 「人と農地の問題」の解決に向けた施策の推進

ア 人・農地プランの策定活動等

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の

増加等で、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域の「人と農地の問題」を解決していくため、担い手への農地の集積・集約化、地域農業の在り方等を記載した「人・農地プラン」の継続的な話し合いと見直しを推進しました。

このプランに基づき、就農直後の所得を確保する青年就農給付金（経営開始型）の給付や農業機械等の取得に対する補助としての経営体育成支援事業等を一体的に実施しました。

イ 地域農業支援組織連携強化活動支援

人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導等を効率的・効果的に進められるよう、普及指導員のOB、リタイアした高齢農業者等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援しました。

(2) 新規就農・経営継承総合支援

ア 将来の我が国の農業を支える人材を確保するためには、青年新規就農者を増大させる必要があることから、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、

- ① 就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金の給付
- ② 雇用就農を促進するために農業法人が実施する実践研修への支援
- ③ 今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするとともに、農業界をけん引するトッププロを育成するため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関等への支援を推進しました。

イ 初期投資の負担を軽減するため、農業機械等の取得に対する補助や無利子資金の貸付けを行いました。

ウ 社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定し、取組を支援しました。

エ 被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力

となる専門人材や次代を担う専門人材の育成等を支援しました。

(3) 担い手の育成・確保

ア 家族農業経営については、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の取組による経営改善を促すとともに、農業者の自主的な申請に基づき市町村等地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及している、認定農業者制度の活用を推進しました。

イ 集落営農については、地域農業の生産性向上や経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等のため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の組織化や代表者・経理担当者等を育成するとともに、法人化等の経営発展を推進しました。

ウ 法人経営については、地域における雇用創出や経済活動の活性化、農地の保全等に寄与していると考えられます。このため、その育成・確保に向けた取組を推進するとともに、法人経営においても認定農業者制度の活用を推進しました。

エ 担い手の農業経営全体に着目した収入保険制度の導入に向けた調査・検討を実施しました。

(4) 農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

ア 株式会社日本政策金融公庫

(ア) 人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れる農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じました。

(イ) 大規模災害等の発生時に民間資金が円滑に供給されるよう危機対応円滑化業務の実施に必要な措置を講じるほか、株式会社日本政策金融公庫の円滑な業務に資するため、貸付けにより生じるコストについて、一般会計から補給金・補助金等を交付しました。

(ウ) 意欲のある農業法人の財務基盤の強化や経営展開を支援するため、25年に改正された「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づき農業法人に対する投資育成事業を行う投資事業有限責任組合の出資原

資を株式会社日本政策金融公庫から出資しました。

イ 農業近代化資金

農林中央金庫の農業近代化資金の融通に対し、利子補給金を交付しました。

ウ 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

民間金融機関と都道府県農業信用基金協会との協調融資方式により、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）を低利で融通できるよう、基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付しました。

エ 農業信用保証保険

第三者保証人を徴求することなく債務保証が受けられるようにすることにより、農業経営に必要な資金の円滑な融通を農業信用保証保険制度の面から支援しました。

(5) 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動等の促進

ア 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場への女性の参画を促進するため、農業協同組合の理事や農業委員に女性が一人も登用されていない組織の解消を目指し、女性登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施しました。特に人・農地プランの作成、見直しに当たっては、女性が市町村による検討会メンバーのおおむね3割以上参画することとしました。

イ 女性の能力の積極的な活用

女性の経済的地位の向上と女性が活動しやすい環境整備を図り、女性の能力の積極的な活用を図るため、6次産業化支援対策等において女性への周知徹底等により女性による事業活用を促進するほか、次世代リーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展の支援を実施しました。

ウ 高齢農業者の活動の促進

農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりや生産現場の構造改革の加速化を支援するため、人・農地プランの見直しや新規就農者の定

着のための経営・技術指導等を進める地域推進員として、リタイアした高齢農業者のノウハウを積極的に活用しました。

エ 障害者の就労促進

農業法人等における障害者雇用の促進を図るため、都道府県等が行う農業法人と障害者団体等との情報交換会等の取組を支援しました。

(6) 作業を受託する組織の育成・確保

農作業の外部化により、高齢化や担い手不足が進行している生産現場の労働負担の軽減を図るとともに、規模拡大や主要部門への経営資源集中等を通じた経営発展を促進する観点から、地域の実情を踏まえつつ、生産受託組織やヘルパー組織の育成・確保を推進しました。

3 新たな経営所得安定対策の実施

(1) 経営所得安定対策

経営所得安定対策（旧：戸別所得補償）については、産業政策の観点から見直しを行い、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止する一方、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）を引き続き実施しました。

ア 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付しました。

イ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの25年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填しました。

ウ 米の直接支払交付金（激変緩和のための経過措置として、26年産から単価を7,500円/10aに削減した上で、29年産までの時限措置として実施）

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、交付金を直接交付しました。

(2) 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図りました。

具体的には、飼料用米及び米粉用米について、単収向上へのインセンティブとして、生産数量に応じて交付金を支払う数量払いを導入しました。また、地域が作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援しました。

(3) 米の需給調整の推進

30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、水田活用の直接支払交付金の充実等の環境整備を行いました。

また、27年産の生産数量目標の設定に当たって、自主的に主食用米以外へ転換する際の参考値（自主的取組参考値）を付記することにより、生産者等が自らの生産量を判断されるよう工夫を行いました。

4 競争力強化・国土強靱化に向けた農業生産基盤等の整備・保全

農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい等の整備、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進しました。

(1) 農業競争力強化に資する基盤整備

農地中間管理機構との連携等により、大区画化等の基盤整備を実施し、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進しました。

(2) 農村地域の防災・減災対策

ア 基幹的な農業水利施設やため池等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、集中豪雨による農村地域の洪水被害防止対策等を実施しました。

イ 老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果

をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施しました。

ウ 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施しました。

(3) 地域の裁量を活かした制度の推進

地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域のニーズに応じた農業・農村、森林、水産分野の整備を支援しました。

(4) 農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施

生態系や景観等の農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備を推進しました。

(5) 効率的・効果的な基盤整備事業の実施

事業を効率的かつ効果的に進めるため、引き続きコストの縮減に資する取組を推進しました。

(6) 農業関係共同利用施設整備

国内農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を、都道府県向け交付金として支援しました。

5 農業の高付加価値化等の推進

(1) 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開

株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施しました。

(2) 6次産業化支援対策

農山漁村の所得や雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等が多様な業種の事業者とネットワークを構築して行う地産地消、6次産業化の取組に必要な機械・施設整備や新商品開発・販路開拓、知的財産を活用した新しいビジネスモデルの構築等の取組の支援、6次産業化等のための酪農家の創意工夫に応える環境整備を行いました。

(3) 農林水産物・食品の総合的な輸出促進

25年8月に策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(以下「国別・品目別輸出戦略」という。)に基づき、1兆円の目標達成に向けて政府一体となって輸出戦略の着実な実行に努め、以下の取組を行いました。26年の農林水産物・食品の

輸出額は、昭和30年に輸出額の統計を取り始めて以来の最高値である6,117億円となりました。

ア 26年6月に輸出促進の司令塔として「輸出戦略実行委員会」を設置し、その下に重点品目ごとの品目部会、品目横断的な課題について検討を行うテーマ部会を設置し、国別・品目別輸出戦略に基づく取組の検証や品目別輸出団体の整備・育成に向けた議論を行いました。これを踏まえ、重点品目ごとの取組方向を示す「輸出拡大方針」を策定しました。またコメ・コメ加工品、牛肉、茶、林産物、花き、水産物の品目別輸出団体が整備されました。

イ 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)との連携強化を通じた、事業者発掘から商談支援に至る総合的なビジネスサポート体制を強化するとともに、農林漁業者や食品事業者等が行うジャパン・ブランドの確立に向けた取組や産地間連携の取組等を支援しました。

ウ 「地球に食料を、生命にエネルギーを」がテーマの2015年ミラノ国際博覧会出展のため、日本館の建築、展示物の製作、行催事・広報活動の実施、運営計画の策定等の開催準備等を実施しました。

エ 国内外の市場拡大を目指して、現場発の発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスを結び付けるなどし、地産地消、国産消費の拡大、輸出の促進等を推進しました。

(ア) 料理学校や海外給食事業者等と連携したメニュー開発による日本産食材の活用促進、海外主要都市での日本食文化週間の実施、海外メディア等を活用した日本食・食文化の魅力発信等の取組を実施しました。

(イ) 海外の料理学校における日本食講座の開設、海外主要都市での日本食レストランウィークの実施、海外の外食事業者団体等が主催する見本市への出展等の取組を支援しました。

オ 「農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム」や「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動等を通じた知的財産の保護の強化を推進しました。

カ 「国別・品目別輸出戦略」に沿った取組を円滑に進めるために、JETROにおいて、商品トレンドや消費者動向など現場目線のマーケティング情報やその活用ノウハウの提供を行うとともに、輸出先国バイヤーの発掘・関心喚起等輸出環境整備に引き続き取り組みました。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、食品に対する国内展示会への出展支援や実現可能性調査支援等を通じ中小企業の海外展開を支援しました。

キ 北海道産農水産品・加工品の輸出拡大を図るため、鮮度保持技術の検証による高付加価値化、道産品ニーズの把握や販路の開拓、ブランド力向上等について調査を実施しました。

ク 輸出先国で登録されていない農薬等の国内での使用を低減する防除技術の確立や輸出解禁協議等において必要となる国内病虫害情報の収集等の取組を支援しました。また、畜産物を輸出する際の相手国からの要求を満たすよう、白血病等の伝染性疾患の清浄化対策を支援するとともに、野生動物を対象とした伝染性疾患の監視を行いました。

ケ 植物の輸出に必要な検査手続や輸出先国の検疫条件を産地等へ情報提供するとともに、卸売市場や集荷地等での輸出検疫を行うことにより、産地等の輸出への取組を支援しました。また、畜産物の迅速な輸出検疫手続のため、輸出検査証明書を電子的に発行するシステムを構築しました。

コ 輸出解禁協議については、「国別・品目別輸出戦略」に掲げられた重点国・品目を中心に協議を行うことにより戦略的に推進しました。

サ 産学官が連携し、日本の「強み」を活かし、フードバリューチェーン構築の取組を進めるため、26年6月に「グローバル・フードバリューチェーン戦略」をとりまとめました。

シ 同戦略を指針として、日本の食産業の海外展開等によるフードバリューチェーンの構築を推進するため、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会を設置しました。

ス 同戦略に基づき、開発途上国等を中心に、二国間政策対話を実施しました。

(4) 産地の構造改革の推進

ア 産地の戦略的取組の推進

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取組、品目ごとの多様な課題の解決に向けた取組、産地に人材を供給する取組等を支援しました。

イ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高制度化の推進

(ア) スマート農業の実現に向けた取組

ロボット技術やICTを活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業（スマート農業）を実現するため、スマート農業の将来像や実現に向けたロードマップに基づき、土地利用型農業における省力化のための自動農作業体系化技術や農作業負担を軽減するアシストスーツなどの研究開発・導入実証、高度な栽培技術の形式知化による生産管理や営農指導等ができるシステムの開発を推進するほか、ロボット技術の安全性確保策等の残された課題の解決策の検討を引き続き進めました。

(イ) 次世代施設園芸の推進

我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、大規模に集約された拠点においてICTを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を行うとともに、地域資源を活用したエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点整備を支援しました。

(5) 「強み」のある農産物づくり

ア 品種・新技術の開発・保護・普及

我が国の強みである技術力を生かした新たな品種や技術の開発・普及を進め、かつ知的財産を総合的に活用することにより、日本各地で品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を実需者と連携して生み出すため、25年12月に策定した「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」に基づく取組等を推進しました。

(ア) 新品種・新技術の開発・普及等

a 実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、実需等ニーズに対応した新品種の開発等の取組等を推進しました。また、実需者

等の多様なニーズに即応するため、育種期間を短縮するためのDNAマーカーの開発、様々な形質の導入を可能とする新たな育種技術の開発を行いました。さらに、独立行政法人等が所有する埋もれた品種等をデータベース化し、その利用を促進しました。

- b 新品種やICT等の新技術等を活用した「強み」のある産地形成を図るため、実需者、生産者等が連携して新たな産地形成を行う取組を総合的に支援しました。また、埋もれた品種等の発掘や実需者等との結び付き強化、普及指導員を含めた産地の人材育成、種苗の機動的な供給体制の整備、農業機械のリース導入、共同利用施設整備等の取組も支援しました。
- c 海外遺伝資源を戦略的に確保するため、締約国として食料・農業植物遺伝資源条約の運営に参画するとともに、有望な遺伝資源保有国に対する技術支援と組み合わせ、種苗会社等の国内遺伝資源利用者と遺伝資源保有国との遺伝資源取得に係る交渉を支援しました。また、二国間共同研究による海外植物遺伝資源の特性情報の解明等を推進することにより、海外植物遺伝資源へのアクセス環境を整備しました。
- d 植物新品種の保護強化・活用促進を図るため、種苗輸出大国オランダの業界団体（プラントム）の取組をモデルに、種苗産業の共通課題の解決を可能とする総合的な取組体制の構築に向け、必要な環境整備等を推進しました。

(イ) 知的財産の保護・活用

- a 品質等の特性が産地と結び付いている我が国の伝統的な農林水産物・食品に対する信用を高め、適切な評価が得られるよう、国際的な調和にも配慮した地理的表示保護制度を導入する「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が第186回国会で成立しました。
- b 知的財産発掘・活用推進協議会を設置し、知的財産の総合的なデータベースを構築して公表するほか、地域協議会を設置し、地域産品のブランド化に向けた地方セミナーの開催

や知的財産マネジメントの普及とその能力を持った人材育成等を行いました。さらに、地理的表示を活用した付加価値向上を推進するため、地域特性を有する製品の品質管理基準やマーケティング戦略の策定を支援するほか、地理的表示の活用に関するガイドラインの策定や見本市の開催等を行いました。

- c 育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用し、地域ブランド製品の国内外における価値を最大限に高め、これを活用して地域振興を図る取組を支援しました。
- d 地域の生産者等と協働し、日本産食材の利用拡大や日本の食文化の海外への普及等に貢献した料理人を顕彰する制度である「料理マスタース」を引き続き実施しました。
- e 「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動を推進しました。
- f 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願される問題に対し、「農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム」への支援を通じ、現地人材等を活用した共同監視、海外展開食品企業の知的財産担当OBを活用した国別担当者（相談窓口）の設置等により、グローバル展開を図る我が国農林水産物・食品の知的財産の保護・活用対策の強化を図りました。

また、海外への輸出を図る農産物のDNA品種識別技術及び産地判別技術の実用化に取り組み、品種保護を図る取組を支援しました。

- g 和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、新たなDNA解析技術等を活用した家畜の育種技術の実用化等を支援しました。
- h 篤農家の技術の数値化・データベース化・可視化を可能にし、他の農業者の作業判断を支援できるシステム開発を推進し、AI（アグリインフォマティクス）システムの開発・実用化に向けた取組を支援しました。

イ 収益性の高い部門の育成・強化

- (ア) 農業所得の増大を図り、農地を有効に利用していく上で、収益性の高い非食用作物につ

いても育成・強化を図りました。特に花きについては、国産シェアの奪還と輸出拡大を図るため、47都道府県全てにおける花き業界関係者が一堂に会した協議会の設置・運営や、日持ち性の向上等の国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化、^{はないく}花育活動等の需要拡大に向けた取組等を支援しました。また、25年8月に策定された「花きの輸出戦略」を踏まえ、多様で高品質な国産花きの輸出拡大に向けた取組を支援しました。

(イ) 農産物が有する多彩な物質を生成する機能等を活かした新たな産業の創出に向けて、新たな食品素材や工業・製薬原料等になり得る機能性成分を持つ農産物の開発・発掘、有効性・安全性に関する情報発信、製品化に向けた取組を支援しました。

(ウ) 地域において付加価値の高い農業生産を確立し、地域の競争力を高めるため、地域特産作物に使用可能な農薬の適用拡大を支援しました。

(6) 農業生産資材費の縮減等

ア 農業生産資材費の縮減

(ア) 肥料、飼料、農薬、農業機械等の農業生産資材費の縮減に向け、単肥や単肥を混合した配合肥料、エコフィード等の低コスト飼料、大型包装農薬やジェネリック農薬、中古農業機械等の低コスト生産資材の活用を推進しました。

(イ) 農業者の生産資材の効率的利用を促進するため、土壌中の肥料成分を踏まえた施肥や局所施肥、地域の土壌条件や作物に応じた減肥基準の策定等による肥料利用効率の向上、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の活用による農薬使用量の抑制、作期分散による農業機械稼働率の向上等を推進しました。

イ 飼料価格高騰対策

配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度を適切に運用するとともに、国産飼料の増産や食品残さを飼料として利用する取組等を支援しました。

ウ 省エネルギー対策

ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備

等の施設園芸省エネ設備のリース導入支援を実施しました。

(7) 農業と医療、介護、福祉等の連携

医療、介護、福祉等の多様な業種と連携した施策として、農林水産物・食品の持つ疾病予防機能の科学的根拠の獲得、個人の健康状態に応じた機能性農林水産物・食品の供給システムの開発、新たな食品素材や工業・製薬原料等になり得る機能性成分を持つ農産物の開発・発掘、有効性・安全性に関する情報発信、製品化に向けた取組の支援、食習慣と健康の関連性の調査、介護食品に対する理解の醸成と適切な提供システムの構築を図るための検討、障害者の農業分野への就労促進や障害者雇用のための農園整備の促進等の取組を実施しました。

6 生産振興対策の実施

(1) 畜産関係対策の実施

ア 加工原料乳の再生産と肉用子牛生産の安定を図るため、新たにチーズ向け生乳を加工原料乳に含め、加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度を適正に運用しました。

イ 指定食肉（牛肉・豚肉）の価格安定を図るため、「畜産物の価格安定に関する法律」（昭和36年11月施行）を適正に運用しました。

ウ 上記のほか、経営安定対策として、以下の施策等を実施し、畜産農家等の経営安定を図りました。

(ア) 酪農関係では、①加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填、②持続的な経営を行う酪農家（飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金の交付等の対策

(イ) 肉用牛関係では、①肉用子牛対策として、肉専用種を対象に肉用子牛生産者補給金制度を補完する肉用牛繁殖経営支援事業、②肉用牛肥育対策として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）

(ウ) 養豚関係では、養豚経営安定対策事業

(エ) 養鶏関係では、鶏卵生産者経営安定対策事業

(2) 野菜関係対策の実施

ア 野菜価格の低落に際しては、生産者補給交付

金等の交付を円滑に行いました。

イ 産地リレーの補完産地や複合多品目産地の育成を図るため、指定産地の面積要件を現行の8割の水準まで引下げました。

ウ 特定野菜について、輸入が急増している生鮮野菜について生産者負担を軽減し、価格低落による経営への影響を緩和しました。

エ 加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援しました。あわせて、加工・業務用需要に対応したサプライチェーンの構築に加えて、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等について支援しました。

オ 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、省エネ設備のリース導入及び燃油価格高騰時のセーフティネットの構築を支援しました。

(3) 果樹・茶支援対策の実施

ア 果樹関係対策

優良品目・品種への転換や小規模園地整備など産地の構造改革を進めるほか、産地ぐるみで改植を実施した際の未収益期間に対する支援を引き続き行いました。

イ 茶関係対策

産地の生産性向上と収益力の強化を図るため、改植に要する経費に対する支援等による優良品種等への転換や茶園の若返り、荒茶加工施設や仕上げ茶加工施設等の整備及び再編整備の取組を推進するほか、輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入の取組に対して支援しました。

(4) 砂糖及びでん粉関係対策の実施

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭和40年6月施行)に基づき、さとうきび・でん粉原料用かんしょ生産者及び国内産糖・国内産いもでん粉の製造事業者に対して、経営安定のための支援を実施しました。

7 農業災害による損失の補填

災害による損失を補填し、被災農業者の経営安定を図ることにより、農業の再生産が阻害されること

を防止するとともに、農業生産力の発展に資するため、

- ① 都道府県及び農業共済団体に対する、農業災害補償制度の適切な運営推進及び一層の加入促進の指導等
- ② 災害発生時における遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立等の措置
- ③ 農業共済の共済掛金及び農業共済団体の事務費等に対する助成措置を講じました。

8 農作業安全対策の推進

年間約400件発生している農作業死亡事故の低減に向け、

- ① 農作業事故の実態や事例に基づいて安全指導を行うため、対面調査により詳細な調査・分析を行うとともに、農機具の改善に関する提言や、映像を用いて高齢農業者の安全意識を効果的に高めるなど有効な啓発方法の検討・策定
- ② 農業機械による事故を未然に防ぐため、乗用型トラクターの片ブレーキによる事故を防止する装置、自脱コンバインの手こぎ部における巻き込まれを防止する緊急即時停止装置の実用化・販売
- ③ 地域ぐるみでの農作業安全活動を自立的で継続的に実践する体制の整備を促進するため、都道府県段階又は市区町村段階に設置する農作業安全推進協議会の取組への支援
- ④ 行政機関や民間事業者等の関係者の協力の下、春と秋に実施する「農作業安全確認運動」等を通じ、農業者の安全意識の向上を図るほか、農業機械の安全対策に関する研究
- ⑤ 関係省庁が連携し、農業現場への熱中症対策関連情報の周知を進めました。

9 持続可能な農業生産を支える取組の推進

環境保全型農業を推進するため、次の取組を実施しました。

- ア 化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と一体的に実施する地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に

対して支援を実施しました。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進、「農業環境規範」の普及・定着にも取り組みました。

イ 環境保全型農業の取組の推進を図るため、農業者、消費者、流通関係者等に対し、エコファーマーが行う取組を始めとする環境保全型農業に関する情報の発信を実施しました。

ウ 「有機農業の推進に関する法律」（18年12月施行）及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」（26年4月策定）に基づき、有機農業の取組面積の拡大に取り組むとともに、有機農業への参入・定着支援や有機農産物の流通・販売面の支援、技術開発等の促進や消費者の理解等の増進を図りました。

エ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（11年11月施行）の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理に加え、その利活用を図るため、耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくり、地域の実情に応じてエネルギー利用等の高度利用を推進しました。

IV 農村の振興に関する施策

1 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた対策

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動を支援する新たな制度を創設するとともに、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援しました。

(1) 多面的機能支払交付金

ア 農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援しました。

イ 地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援しました。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

ア 条件不利地域において、引き続き農業生産活動の維持を通じて多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度に基づく直接支払を実施しました。

イ 高齢化の進行を踏まえ、高齢者へのサポート体制や集落間の連携等安定的な受皿をつくることにより、農業生産活動の維持を図りました。

ウ 意欲ある多様な農業者の育成・確保や生産性の向上等を推進するなどにより、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動を促進しました。

(3) 環境保全型農業直接支援対策

農業・農村の多面的機能が適切に発揮されるよう、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と一体的に実施する地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援を実施しました。

2 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大

(1) 農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進

ア 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギー発電の利益を活用した農林漁業の発展に資する取組を推進しました。

イ 農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用し、農山漁村の活性化を図るため、農林漁業者やその組織する団体が主導する再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要な様々な手続・取組、小水力等発電施設の整備に係る調査設計及び施設整備等の取組を支援しました。

(2) 「地域資源」を活用した「産業」の創造

ア 農林水産業及び農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林漁業者による6次産業化を促進するとともに、技術革新や農商工連携等を通じ、様々な資源活用の可能性を追求しました。その際、潜在的な需要を開拓して新たな素材や新商品を開発するとともに、他産業における革新的な活

用方法の創出と新たなビジネスモデルの創造を推進しました。

- イ 農林水産業・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した、革新的な産業の創出に向け、農林漁業者や異業種・異業態の事業者間の連携により、市場ニーズに即した商品開発や新たなサービスを創造するための事業化可能性調査や新技術等の実証を支援しました。
- ウ 北海道における再生可能エネルギーのポテンシャルを活かして、漁村を中心とする再生可能エネルギーの地産地消によるまちづくりの在り方について調査を実施しました。

3 都市と農村の共生・対流

(1) 新たな交流需要の創造

- ア グリーン・ツーリズム等、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流等を推進しました（子ども農山漁村交流プロジェクト、「農」と福祉の連携プロジェクト、空き家・廃校活用交流プロジェクトを関係省庁と連携して重点的に実施）。
 - イ 観光に係る府省庁の連携により都市と農村の交流を促進しました。また、農林水産省と観光庁の「農観連携の推進協定」（26年1月締結）に基づき、グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せによる、新たな観光需要の開拓等について連携しました。
 - ウ 観光を通じた地域振興を図るため、地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上滞り交流型観光を行うことができる「観光圏」の整備を促進しました。
- #### (2) 人材の確保・育成、都市と農村の協働
- ア 福祉、教育、観光等との連携により交流人口の拡大や農山漁村地域への定住促進を図るため、農山漁村の空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用し、多機能な集落拠点施設等の整備や、田舎暮らし希望者への農地のあっせん等を関係省庁と連携して支援しました。
 - イ 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、

教育、観光等に活用する地域の手づくり活動の推進に必要な外部専門家や都市人材を長期に受け入れ、地域活性化と暮らしの安心につなげていく取組を支援しました。

- ウ 二地域居住等に関する国や地方公共団体の支援策や取組について情報発信を行いました。

(3) 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用

- ア 農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係府省が連携し、子供の農山漁村宿泊体験等を推進するとともに、農山漁村を健康づくりの場等として活用する取組を支援しました。
- イ 高齢者の生きがいづくり、障害者の就労訓練・雇用の場として「農」を取り入れたいというニーズに応えるため、関係省庁が連携し高齢者や障害者を対象とした福祉農園等の開設・整備に関する取組、農業・福祉関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援しました。
- ウ 「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」の推進、水辺整備等により、河川における交流活動の活性化を支援しました。
- エ 「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」（15年5月策定）に基づき、景観整備・散策路整備等の周辺整備等を推進しました。また、歴史的砂防施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核に位置付けるなど、新たな交流の場の形成を推進しました。
- オ 「エコツーリズム推進法」（20年4月施行）に基づき、エコツーリズムに取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発広報活動などを総合的に実施しました。
- カ エコツーリズムを通じた地域の魅力向上のため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成など、地域におけるエコツーリズムの活動の支援を行いました。

4 都市農業の振興

都市の住民の「農」のある暮らしを楽しみたいというニーズ等を踏まえ、都市及びその周辺の地域に

において、住民・NPO・農業者等が行う多様な活動や、都市農業の振興のための施設の整備を推進しました。

5 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

(1) 鳥獣被害対策の推進

ア 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(20年2月施行)に基づき市町村による被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進しました。

イ 鳥獣の急速な個体数増加や分布拡大により、被害が拡大するおそれがあることから、関係省庁が連携・協力し、個体数の削減に向けた目標を定め、抜本的な鳥獣捕獲対策を集中的に実施しました。

ウ 市町村が作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追い払い、緩衝帯の設置、捕獲獣を地域資源として利用するための処理加工施設の整備等の取組を推進しました。

エ 東日本大震災や東電福島第一原発事故に伴う捕獲活動の低下による鳥獣被害の拡大を抑制するための侵入防止柵の整備等を推進しました。

オ 鳥獣の生息環境にも配慮した森林の整備・保全活動等を推進しました。

カ 地域における技術指導者の育成を図るため、普及指導員、市町村職員、農林漁業団体職員等を対象とする研修を実施しました。

キ 鳥獣を誘引しない営農管理手法など、鳥獣被害を防止する技術の開発を推進しました。

ク 地域ブロック単位の連絡協議会の積極的な運営や、鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進しました。

(2) 農村コミュニティの維持・再生

ア 良好な農村景観の形成等

(ア) 良好な農村景観の再生・保全を図るため、コンクリート水路沿いの植栽等、土地改良施設の改修等を推進しました。

(イ) 柵田・疏水など将来に残すべき農村景観・資源を保全・復元・継承するための取組を推

進しました。

(ウ) 河川においては湿地の保全・再生やレキ河原の再生等、自然再生事業を推進しました。

(エ) 魚類等の生息環境改善等のため、河川等に接続する水路との段差解消により水域の連続性の確保、生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりを推進しました。

イ 経済の活性化を支える基盤の整備

(ア) 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進しました。

(イ) 農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進しました。

(ウ) 「道の駅」の整備により、休憩施設と地域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を支援しました。

(エ) 都市と農村地域を連絡するなど、地域間の交流を促進し、地域の活性化に資する道路の整備を推進しました。

ウ 農村コミュニティの維持・再生のための取組

(ア) 地域活性化や地域コミュニティ再生の取組の拡大を図るため、「都市農村共生・対流総合対策交付金」を軸として、集落が多様な主体と連携し、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉、教育、観光等に活用する地域の手づくり活動等を支援しました。

(イ) 条件不利地域(過疎、山村、離島、半島、豪雪地域)において、交流の促進等を図るために、市町村等が行う地域内の既存公共施設を活用する施設整備等を支援しました。

(3) 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現

ア 生活環境の整備

(ア) 農村における効率的・効果的な生活環境の整備

a 地域再生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する「地域再生計画」に基づき、関係府省が連携して道路や污水处理施設の整備を効率的・効果的に推進しました。

b 農業の持続的な発展を図るとともに、地域の創造力を活かした個性的で魅力あるむらづ

くり等を推進するため、関係府省が連携しつつ、農業生産基盤と農村の集落基盤の一体的な整備を推進しました。

- c 農山漁村における定住や都市と農山漁村の二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的な生活環境の整備を推進しました。

(イ) 交通

- a 交通事故の防止、交通の円滑化を確保するため、歩道の整備や交差点改良等を推進しました。
- b 生活の利便性向上や地域交流に必要な道路、都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路の整備を推進しました。
- c 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援しました。
- d 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等のため、島しょ部等における港湾整備を推進しました。

(ウ) 衛生

- a 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等について、未整備地域の整備とともに、より一層の効率的な污水处理施設整備のために、社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの取組について、関係府省が密接に連携して支援しました。
- b 下水道、農業集落排水施設においては、既存施設について、長寿命化や老朽化対策を適時・適切に進めるための地方公共団体による更新整備を支援しました。
- c 農村における污水处理施設整備を効率的に推進するため、農業集落排水施設と下水道との連携及び農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を推進しました。
- d 農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生する汚泥や処理水の循環利用を推進しました。

- e 下水道や農業集落排水施設等複数の污水处理施設が共同で利用できる施設の整備を図る污水处理施設共同整備事業（MICS）や従来の技術基準にとらわれず地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法の導入を図る「下水道クイックプロジェクト」（18年11月策定）等により、効率的な污水处理施設の整備を推進しました。
- f 人口の少ない地域において、より効率的な污水处理施設である浄化槽の整備を推進しました。特に、地球温暖化対策の促進を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、低炭素社会対応型浄化槽（省エネルギータイプ）の整備を推進しました。

(エ) 情報通信

高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路、下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバ及びその収容空間を整備するとともに、民間事業者等のネットワーク整備の更なる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で国の管理する河川・道路管理用光ファイバやその収容空間を開放しました。

(オ) 住宅・宅地

- a 優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進しました。
- b 地方定住促進に資する地域優良賃貸住宅の供給を促進しました。

(カ) 文化

- a 「文化財保護法」（昭和25年8月施行）に基づき、農村に継承されてきた民俗文化財に関して、特に重要なものを重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理や伝承事業等に対する補助を行いました。
- b 保存及び活用が特に必要とされる有形の民俗文化財について登録有形民俗文化財に登録するとともに、保存箱等の修理・新調に対する補助を行いました。
- c 棚田や里山等の文化的景観や歴史的集落等

の伝統的建造物群のうち、特に重要なものをそれぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定し、修理・防災等の保存及び活用に対して支援しました。

(キ) 公園

都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり、生活環境の改善を図る特定地区公園の整備を推進しました。

イ 医療・福祉等のサービスの充実

(ア) 医療

「第11次へき地保健医療計画」(23年度～27年度)に基づき、へき地診療所等による住民への医療提供等農村を含めたへき地における医療の確保を推進しました。

(イ) 福祉

介護・福祉サービスについて、地域密着型サービス拠点等の整備等を推進しました。

ウ 安全な生活の確保

(ア) 山腹崩壊、土石流等の山地災害を防止するための治山施設の整備や、農地等を飛砂害や風害、潮害から守るなど重要な役割を果たす海岸防災林の整備等を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の保全を図りました。

(イ) 山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進しました。

(ウ) 高齢者や障害者等の自力避難の困難な者が入居する要配慮者利用施設に隣接する山地災害危険地区等において治山事業を計画的に実施しました。

(エ) 床上浸水被害が頻発するなどの度重なる水害が発生し、生活に大きな支障がもたらされている地域において、被害の防止・軽減を目的として、治水事業を実施しました。

(オ) 土砂災害の発生のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備や警戒避難体制の充実・強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を推進しました。加えて、近年、死者を出すなど

甚大な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策を推進しました。

(カ) 南海トラフ地震や首都直下地震等による被害の発生及び拡大、経済活動への甚大な影響の発生などに備え、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼす他、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害の発生のおそれのある箇所において、土砂災害防止施設の整備を戦略的に推進しました。

(キ) 社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害の発生のおそれのある箇所において、土砂災害防止施設を重点的に整備しました。

(ク) 土砂災害から人命を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(13年4月施行)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を促進し、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び特定開発行為の制限を実施しました。また、同法は26年11月に一部改正され、都道府県は、基礎調査の結果を公表し、住民に対して早期に土砂災害の危険性を周知すること等の措置を講ずることとなりました。

(ケ) 農地災害等を防止するため、ハード整備に加え、防災情報を関係者が共有するシステムの構築や減災のための指針づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活の確保を図りました。

(コ) 橋梁の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進しました。また、冬期の道路ネットワークを確保するため、道路の除雪、防雪、凍雪害防止を推進しました。

V 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

1 農業・農村の本格的復興に向けた対策

(1) 「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿った復興に向けた支援

「農業・農村の復興マスタープラン」(23年8月策

定)や「避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表」に沿って、農地の大区画化等の取組を推進するとともに、被害が甚大な農地や避難指示区域内の農地の復旧と早期の営農再開に向けた支援を行いました。

(2) 東日本大震災復興特別区域法による農業・農村の復興

「東日本大震災復興特別区域法」(23年12月施行)に沿って、関係府省が連携し、津波被災地域等の円滑かつ迅速な復興を図りました。

2 農地等の生産基盤の復旧・整備

(1) 農地・農業用施設災害復旧等

被災した農地・農業用施設等の災害復旧、再度災害の防止及び除塩事業を実施しました。

(2) 農業水利施設等の震災対策

地震により損壊のおそれがある農業水利施設の改修・整備等を実施しました。

(3) 被災土地改良区復興支援

被災により経常賦課金の支払が困難な農家の迅速な営農再開を図るため、土地改良区に対して資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧支援を行いました。

(4) 農地・水保全管理支払

震災の影響により破損や機能低下した農地周りの施設の補修等に取り組む集落を支援しました。

(5) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用

被災を免れた地域や避難先等において荒廃農地を活用し営農活動を再開する被災農業者等の取組を支援しました。

(6) 災害廃棄物処理への対応

ア 福島県(避難区域を除く)においては、個々の市町村の状況に応じて、災害廃棄物等の処理を進めることが必要であり、引き続き災害等廃棄物処理事業費補助金や災害廃棄物処理代行事業により、市町への支援を継続しました。避難区域については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(24年1月全面施行)に基づき、国が災害廃棄物等の処理を行っており、帰還の妨げとなる廃棄物

の仮置場への搬入を優先目標として進めました。

イ 農地のがれき処理については、農地等災害復旧事業(農地の復旧と一体的に処理する場合)により、地域の意向等を踏まえつつ、継続して進めました。工事・事業実施に当たっては、引き続き被災農林漁家等の優先雇用を要請しました。

3 経営の継続・再建

(1) 被災農家経営再開支援

被災農業者の経営再開を支援するため、被災農業者が地域で共同で行う復旧の取組に対して支援金(水田:3万5千円/10a等)を交付しました。

(2) 農業経営の復旧・復興等のための金融支援

東日本大震災により被災した農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付しました。

(3) 東日本大震災被災地域土地改良負担金の償還助成

被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業等の負担金について、利子助成事業を実施し、営農再開まで農家を支援しました。

(4) 浸水農地における農業共済の引受け

海水が流入した浸水農地にあっても、除塩により収穫が可能と見込まれる農地については、現地調査を行い、水稻等の生育状況を踏まえて共済引受を行いました。

(5) 地域農業経営再開復興支援

津波被害を受けた市町村を対象として、被災地域における担い手の経営再開と地域農業の復興を図るため、集落・地域での話し合いに基づき、担い手を定めた経営再開マスタープランの作成等に必要を取組を支援しました。

(6) 被災者向け農の雇用対策

被災農業者等の就業場所を確保するとともに、農業技術等の習得のため、農業法人等が被災農業者等を雇用して実施する実践的な研修を支援しました。

4 東日本大震災農業生産対策交付金による生産手段の回復

震災の影響により低下した被災地の生産力の回

復、農畜産物の販売力の回復などに向けた取組について、都道府県向け交付金として支援しました。

5 再生可能エネルギーの導入

被災地域に存在する再生可能エネルギーを活用し小水力等発電施設の整備に係る調査設計及び施設整備等の取組を支援しました。

6 農山漁村対策

(1) 被災地の復興のための先端技術展開

被災地を食料生産地域として再生するため、岩手県、宮城県、福島県で実施している大規模実証研究の取組を引き続き行い、技術の導入効果を分析し、研究成果の普及を促進しました。

(2) 農山漁村被災者受入円滑化支援

被災地から他の地域への移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入情報を提供し、受入地域とのマッチングを支援しました。

7 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対策

(1) 食品中の放射性物質の検査体制及び食品の出荷制限

ア 原子力災害対策本部長は、食品中の放射性物質の基準値を踏まえ、検査結果に基づき、都道府県知事等に対して食品の出荷制限の設定・解除を行いました。

イ 都道府県等に食品中の放射性物質の検査を要請しました。また、都道府県の検査計画策定の支援、都道府県等からの依頼に応じた検疫所及び民間検査機関での検査の実施、検査機器の支援を行いました。さらに、引き続き、都道府県等が行った検査の結果を集約し、公表しました。

ウ 消費者の安全・安心を一層確保するため、独立行政法人国民生活センターとの共同により、希望する地方公共団体に放射性物質検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援しました。

エ 児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食における放射性物質の検査を実施し、結果を公表しました。

(2) 稲の作付制限等

26年産稲の作付制限区域における稲の試験栽培及び、作付再開準備区域における実証栽培等の取組に対して支援を行いました。

(3) 放射性物質の吸収抑制対策

放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援しました。

(4) 農業系副産物循環利用体制再生・確立

放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援しました。

(5) 避難区域等の営農再開支援

避難区域等において、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稻の作付再開及び新たな農業への転換に対して支援しました。

(6) 肥料等の規制

肥料の検査計画立案、検査法開発に必要な科学的データを収集するための試験や実態調査を実施しました。

(7) 農産物等輸出回復

ア 23年3月の東電福島第一原発事故を受けて、諸外国・地域において日本産食品に対する輸入規制が行われていることから、輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを継続して実施しました。

イ 日本産食品等の安全性や魅力に関する情報を諸外国・地域に発信するほか、海外におけるプロモーション活動の実施により、日本産食品等の輸出回復に取り組みました。

(8) 農産物等消費拡大推進

ア 福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復する事業を実施しました。

イ 被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物等の消費の拡大を促すため、被災地の復興を応援する取組や、消費者の当該農林水産物

等に対する信頼を確保するためのPR活動等、官民の連携による取組を推進しました。

(9) 農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査

今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握しました。

(10) 農地除染対策実証

東電福島第一原発事故の影響を受けた被災地での営農の早期再開のため、高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証、高濃度農地汚染土壌の処分技術の開発、汚染地域の農地から放出される放射性セシウムの動態予測技術の開発を推進しました。

(11) ため池等の放射性物質のモニタリング調査

ため池等における水質・底質の放射性物質の分布と動態を把握するため、放射性物質のモニタリング調査を行うとともに、農業水利施設からの放射性物質の拡散を防止する対策技術を確立するため、対策工の検討・実証を行い、ため池の放射性物質対策技術マニュアルを取りまとめました。

(12) 東電福島第一原発事故で被害を受けた農林漁業者への賠償等

東電福島第一原発事故により農林漁業者等が受けた被害については、東京電力株式会社から適切かつ速やかな賠償が行われるよう、引き続き、関係省庁、関係県や団体、東京電力株式会社等との連絡を密にし、必要な情報提供や働きかけを実施しました。

(13) 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション

食品中の放射性物質に関する消費者の理解を深めるため、関係府省庁、各地方公共団体等と連携した意見交換会や、25年度に養成した「地域において正確な情報提供ができる者（コミュニケーター）」を対象とした支援等のリスクコミュニケーションの取組を促進しました。

8 東日本大震災復興交付金

(1) 被災地域農業復興総合支援

被災市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与等することにより、被災農業者の農業経営の再開を支援しました。

(2) 震災対策・戦略作物生産基盤整備

震災によって著しい被害を受けた地域において、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備をきめ細かく支援しました。

(3) 農林水産関係試験研究機関緊急整備

被災県の基幹産業たる農林水産業を復興するための農林水産研究施設等を整備しました。

(4) 農山漁村地域復興基盤総合整備

被災地域における農地・農業用施設や集落道等の整備を支援しました。

(5) 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）

被災地域の復旧・復興のため、生産施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援しました。

9 福島再生加速化交付金

(1) 農山村地域復興基盤総合整備事業

福島の復興を加速化するため、農地・農業用施設の整備や農業水利施設の保全管理、ため池の放射性物質調査等を支援しました。

(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業

福島の復興を加速化するため、地域連携販売力強化施設の整備や種苗生産・畜養殖施設の整備の一部を支援しました。

(3) 農業基盤整備促進事業

福島の復興を加速化するため、暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備をきめ細かく支援しました。

VI 食料・農業・農村に横断的に関係する施策

1 技術・環境政策等の総合的な推進

(1) 革新的な技術開発の推進

様々な農政の課題に技術面で的確に対応するため、「農林水産研究基本計画」（22年3月策定）に基づきつつ、「攻めの農林水産業」の展開に向けて、以下の施策を推進しました。

ア 生産現場強化のための研究開発

(ア) 農作業負担を軽減するアシストスーツ、土

地利用型農業における^{とく}篤農家が持つ技能を継承するシステム及び省力化のための自動農作業体系化技術等の開発を推進しました。

- (イ) 食用米と識別性のある超多収飼料用米品種、飼料用米の調製・給与による畜産物の高付加価値化技術等の開発を推進しました。
- (ウ) 家畜の遺伝子の網羅的解析等により、優良な形質を持つ家畜を育成し、効率よく増やし、健康に育てるための技術の開発を推進しました。
- (エ) 農林水産分野における温暖化緩和技術として、温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明、温室効果ガスの排出削減技術、森林や農地土壌等の吸収機能向上技術の開発を推進しました。
- (オ) 有機資源の循環利用や微生物を利用した化学肥料や農薬の削減技術、養分利用効率の高い施肥体系、土壌に蓄積された養分を有効活用する管理体系等の確立を推進しました。
- (カ) 農林水産分野における温暖化適応技術として、精度の高い収量・品質予測モデル等の開発を推進し、気候変動の農林水産物への影響評価を行うとともに、温暖化の進行に適応した栽培・飼養管理技術や害虫防除システムの開発を推進しました。
- (キ) ゲノム情報を最大限に活用して、高温や乾燥等に適応する品種の開発を推進しました。
- (ク) 野菜の新品種を開発を民間企業と試験研究機関等の共同開発等を通じて推進しました。

イ 需要フロンティア拡大のための研究開発

- (ア) 農林水産物・食品の機能性成分が有する疾病予防機能の科学的根拠の獲得を行うとともに、個人の健康状態等に応じた機能性農林水産物・食品の供給システムの開発等を推進しました。
- (イ) カイコが生産する絹糸を用いた人工血管、畜産副産物を利用した創傷被覆材^{そうしょうひふく}等の医療用素材の実用化を目指した研究を推進しました。
- (ウ) 密閉型植物工場において、遺伝子組換え植物を活用したワクチン・機能性食品等有用物質生産の実用化のために使用エネルギー効率

の高い生産技術、品質管理技術を開発しました。

- (エ) 農産物とその加工品の多様な品質を生産現場で迅速に評価する新しい技術の開発を推進するとともに、輸出先の嗜好性に適合する品種を容易に選定する技術の開発を推進しました。

ウ バリューチェーン構築のための研究開発

- (ア) 実需者等のニーズに的確に対応し、大規模生産が可能となる業務・加工用の水稻・小麦・大豆等品種及び生産技術を開発するとともに、実需者等のニーズに応じた加工適性を持つ野菜・果樹品種及び生産・加工・鮮度保持技術の開発を推進しました。
- (イ) 稲、麦、大豆、園芸作物等の農業上有用な遺伝子を同定し、DNAマーカーの開発・利用を推進するとともに、ゲノム情報を活用した新しい育種技術や、遺伝資源等から有用遺伝子を効率よく発掘する技術、害虫の薬剤抵抗性管理技術等の開発を推進しました。
- (ウ) 農山漁村の自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けて、バイオ燃料や熱エネルギーを効率的に生産・利用するための技術の開発を推進しました。

(2) 研究開発から普及・産業化までの一貫支援

- ア 研究成果を確実に普及・実用化につなげていくため、民間等の幅広い分野の人材、情報等を活用し、研究マネジメント機能の更なる強化を推進しました。
- イ 研究段階に応じて人材、研究資金等を機動的かつ一体的に運用する視点に立って、農林水産業・食品産業等におけるイノベーションにつながる革新的な技術シーズを開発するための基礎研究及び開発された技術シーズを実用化に向けて発展させるための研究開発を推進しました。
- ウ 研究開発から産業化までを一貫して支援するため、大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援するとともに、公的研究機関の開発した新品種・新技術、民間企業における機能性農作物に関する研究結果や、地域特産物等の機能性を活かした新食品・新素材の事業化を

支援しました。

エ 全国に配置されたコーディネーターが、農林水産業・産業界の技術開発ニーズ等を収集し、研究の課題設定を現場ニーズに対応したものとするとともに、研究の開発段階から産学が密接に連携し、早期に成果を実現できるよう支援しました。

オ 農業技術に関する近年の研究成果のうち、早急に生産現場への普及を推進する重要な技術として選定した「農業新技術2014」(26年3月公表)等について、関係機関相互の緊密な連携の下、生産現場への普及推進に取り組みました。

カ 産地においては、普及指導センターと大学、企業、試験研究機関等が連携しつつ、技術指導を核に総合的な支援を展開するなど、研究成果の普及・実用化体制の強化を推進しました。

(3) 地球環境問題への貢献

ア 地球温暖化対策への貢献

(ア) 農業分野における温室効果ガス排出削減に貢献するため、温室効果ガス排出削減技術の検証等への支援や施設園芸における省エネ設備の導入支援、施肥の適正化を推進しました。

(イ) 農地からの温室効果ガスの排出・吸収量の国連への報告に必要な農地土壌中の炭素量等のデータを収集する調査を行うとともに、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援しました。

(ウ) 温室効果ガスの更なる排出削減対策や吸収源対策の推進のため、排出削減・吸収量を認証しクレジットとして取引できるJ-クレジット制度において、農林水産分野の取組を推進しました。

(エ) 近年の局地的な豪雨や極端な小雨による渇水などを契機とした水問題への関心の高まりを受け、農林水産業が持つ水源涵養等の機能について評価手法の策定等を実施しました。

(オ) 欧米諸国の総合的な環境表示の動向を調査し、農林水産物の総合的な環境情報表示に係る国内における対応方針等の取りまとめを実施しました。

(カ) バイオマスの変換・利用施設等の整備等を支援し、農山漁村地域におけるバイオマス等の再生可能エネルギーの利用を推進しました。

(キ) 「地球温暖化対策研究戦略」(20年7月策定)に基づき、農林水産分野における地球温暖化防止技術・適応技術の開発等を推進しました。

(ク) 各国の研究機関等との連携により気候変動適応・緩和技術を開発し、開発途上国での気候変動対策及び持続可能な食料安定供給への取組を支援しました。

(ケ) 政府全体の適応計画の策定に向けて、農林水産分野における地球温暖化の経済的な影響評価を実施しました。

イ 循環型社会形成への貢献

(ア) バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」(22年12月策定)及び「バイオマス事業化戦略」(24年9月策定)に基づき施策を推進しました。関係府省の連携の下、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地域循環型の再生可能エネルギーの強化と環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市を新たに6地域選定しました。

また、廃棄物系バイオマスの利活用については、「廃棄物処理施設整備計画」(25年5月策定)に基づく施設整備を推進するとともに、市町村等における生ごみのメタン化等の活用方策の導入検討を支援しました。

(イ) バイオマスの効率的な収集・変換等の技術の開発、システムの構築を進めることとし、以下の取組を実施しました。

a 農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用の促進を図り、国産バイオ燃料の生産拡大に資するため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(20年10月施行)に基づく事業計画の認定を行い支援しました。

b 農山漁村の自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けて、バイオ燃料や熱エネルギーを効率的に生産・利用するための技術の

開発・実証を推進しました。

- c 下水道を核とした資源・エネルギーの循環のため、バイオマスである下水汚泥等の利活用を図り、下水汚泥等のエネルギー利用、りん回収・利用等を推進しました。

ウ 生物多様性保全への貢献

- (ア) 有機農業や冬期湛水管理等、生物多様性保全に効果の高い営農活動等に対して支援しました。
 - (イ) 土地改良事業における環境配慮手法の充実を図るため、各地の環境配慮事例について分析し、最新の知見を踏まえた生態系配慮等を計画・評価する手法の開発を進めました。
 - (ウ) 水田魚道の設置等、生態系に配慮した水田や水路等の整備技術を開発し、普及を推進しました。
 - (エ) 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引き及びパンフレットを活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進しました。
 - (オ) 遺伝子組換え農作物に関する取組については、生物多様性に及ぼす影響についての科学的な評価、安全性未確認の遺伝子組換え農作物に対する輸入時検査、国内の生産状況の把握、生態系への影響の監視等の調査を実施しました。
 - (カ) 農林水産分野における遺伝資源の持続的利用を推進するため、以下の取組を実施しました。
 - a 遺伝資源の持続可能な利用等の推進を目的とする食料・農業植物遺伝資源条約の運営等に対して支援を行いました。
 - b 国内の遺伝資源利用者が海外の遺伝資源を円滑に取得するために必要な情報の提供や、相手国等との意見調整の支援を行いました。
 - c 開発途上国との遺伝資源の取引を円滑にすることができるよう、遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進や遺伝資源の探索及び機能解析等に関する能力向上を図るための取組を支援しました。
- #### エ 国際会議等への参画
- 気候変動枠組条約第20回締約国会議

(COP20)、生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)等の地球環境問題に係る国際会議に参画し、農林水産分野における国際的な地球環境問題に対する取組を推進しました。

2 「農」を支える多様な連携軸の構築

(1) 農業界と経済界との連携

「攻めの農林水産業」の展開に向けて、他産業の知識やノウハウを活用することが重要であることから、農業界と経済界が、生産、流通、経営管理等の各方面で連携し、生産性の向上や農業イノベーションにつながる取組として、①技術開発の推進方向の検討、②開発技術の現場での実証や生産モデルの確立、③生産現場への導入や実需とのマッチング、の各段階での連携を推進し、効率的な生産体制の確立やロボット技術の活用等による低コスト化・省力化、ICT等を活用した高品質化、高付加価値化や、周年計画生産等の実現を目指しました。

(2) 食と農の結び付きに関する情報発信の強化と既存施策の重点化

米粉用米の利用促進、国産農産物の消費拡大、農工商連携、都市と農村の交流等、複数の者の連携に着目した施策について、情報発信の強化、コーディネーター等によるマッチングの充実、関係者間のネットワークの強化等を図り、連携軸として発展させました。

(3) 関係者のマッチング等の充実と人材の確保

連携軸を構築しようとする消費者、生産者、事業者、NPO、大学、研究機関が適切な相手先を円滑に確保できるよう、知識・技術等に関するコーディネートや交流会の開催等、関係者間のマッチング機会の拡充を進めました。その際、地方支分部局を含め、国の職員も連携のベースとなる人材ネットワークづくりや各種相談機会の拡充を通じ、連携軸の構築・強化に努めました。

VII 団体の再編整備等に関する施策

(1) 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

農業協同組合の在り方等について、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、各方面の

意見を踏まえつつ、改革の方向性について検討を進めました。

(2) 農業委員会組織の体制強化に関する施策

農業委員会の在り方等について、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、各方面の意見を踏まえつつ、改革の方向性について検討を進めました。

(3) 農業共済団体の組織体制強化に関する施策

農業共済団体が将来にわたって安定的な事業運営基盤を確保し、より一層の合理的で効率的な運営を行うよう、1県1組合化への移行を含めた組織体制強化の取組を指導しました。

(4) 土地改良区の再編整備に関する施策

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、広域的な合併等を支援しました。

VIII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 官民一体となった施策の総合的な推進

(1) 国、地方を始めとする関係者の適切な役割分担

ア 施策の総合的な推進

食料自給率の向上に向けた取組を始め、政府一体となって実効性のある施策を推進しました。

イ 農林水産分野の情報化と電子行政の実現

(ア) ITを活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開に向けた取組を推進しました。

(イ) 国民の利便性・サービスの向上等を図るため、国民に広く利用されているオンライン手続の改善の取組及び政府情報システム改革ロードマップ等の着実な実施による業務・システムの改革等を推進しました。

ウ 効果的・効率的な技術・知識の普及指導

(ア) 生産現場における様々な農政課題の解決を図るため、国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を持つ普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接して行う技術・経営指導等を推進しました。

(イ) 現在、有効活用されていない品種・技術や新品種・新技術等を活用して、普及指導員が「強み」のある産地形成を図る等の取組を支援しました。

(2) 効果的・効率的な施策の推進体制の整備

施策の具体的内容等が生産現場等に速やかに浸透するよう、関係者に対する周知・徹底、人材の育成や組織づくりを促進しました。

2 国民視点に立った政策決定プロセスの実現

(1) 国民の声の把握

ア 透明性を高める観点から、国民のニーズに即した情報公開、情報の受発信を推進しました。

イ 幅広い国民の参画を得て施策を推進するため、国民との意見交換等を実施しました。

ウ 本省の意図・考え方等を地方機関に的確に浸透させるとともに、地方機関が把握している現場の状況を適時に本省に吸い上げ施策立案等に反映させるため、本省における会議のほかテレビ会議システムを活用して、月1回を基本に、地方農政局長等会議を開催しました。

(2) 科学的・客観的な分析

ア 施策の科学的・客観的な分析

施策の立案から決定に至るまでの検討過程において、できる限り客観的なデータに基づいた計量経済分析等の科学的な手法を幅広く導入したり、国民に分かりやすい指標を開発したりするなど、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにしました。

イ 政策展開を支える統計調査の実施と利用の推進

農政の推進に不可欠な情報インフラを整備し、的確に統計データを提供しました。

(ア) 農家等の経営状況や作物の生産に関する実態を的確に把握するため、農業経営統計調査、作況調査等を実施しました。

(イ) 面積調査、作況調査及び被害調査において、位置情報及び各種の農地属性情報を搭載したタブレット端末を導入し、現地確認作業の効率化を図りながら的確に調査を実施しました。

(ウ) 6次産業化に向けた取組状況を的確に把握するため、25年度に引き続き、農業経営体等を対象とした調査を実施しました。

(エ) 市場化テスト（包括的民間委託）を導入した統計調査を引き続き実施しました。

(オ) 「2015年農林業センサス」農林業経営体調査の本調査（実査）を実施するとともに、必要な広報活動等を実施しました。

(カ) 世帯における食べ残し等の食品ロスの発生状況を的確に把握するため、食品ロス統計調査を実施しました。

(3) 政策評価の適切な活用

政策評価については、「食料・農業・農村基本計画」（22年3月策定）等を踏まえた目標の設定を行い、政策・施策の効果、問題点等を踏まえて評価を行いました。また、政策評価第三者委員会を公開し、議事録等をホームページに掲載するなど情報の公開を進めました。

3 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、新たな農業・農村政策を着実に実行するための予算に重点化を行い、財政措置を効率的に運用しました。

IX 災害対策

26年度は、梅雨期における大雨等（台風第8号含む）、8月豪雨（台風第11号及び第12号含む）、台風第19号、長野県北部を震源とする地震等により、農作物、農林水産関係施設等に大きな被害が発生しました。

これらの災害に対して、被害状況の早期把握に努めるとともに、以下の施策を講じました。

1 災害復旧事業の早期実施

農地・農業用施設、林地荒廃、治山施設、林道施設、漁港等の被害に対して、災害復旧事業等により早期復旧を図りました。

2 激甚災害指定

特に災害が大きかった以下の災害等については、激甚災害に指定し、災害復旧事業費に対する地方公共団体等の負担の軽減を図りました。

(1) 「平成26年7月9日及び7月10日の暴風雨及び豪雨による長野県木曾郡南木曾町及び宮崎県東白杵郡椎葉村の区域に係る災害（台風第8号）」

(2) 「平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第11号、第12号）」

(3) 「平成26年10月13日及び10月14日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害（台風第19号）」

(4) 「平成26年11月22日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害」

3 被災農林漁業者等の資金需要への対応

被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係機関に対して依頼通知を发出了しました。

また、25年度の大雪、台風第11号及び第12号等により被災した農業者等が借り入れる災害関連資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減し、実質無利子化する措置を講じました。

4 共済金の迅速かつ確実な支払

災害発生時における遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立等が図られるよう、農業共済団体を指導しました。

5 その他の施策

地方農政局等を通じ、台風等の暴風雨、高温、大雪等による農畜産物等被害に対する農業者等への適切な技術指導が行われるよう通知を发出了しました。